

ごみステーションをきれいに、
条例の定めがあります。

市内には、約610カ所の
ごみステーションがあります。

ごみステーションは、各家
庭から出されるごみの一時仮
置場です。それぞれの地区の自
治会長や公衆衛生推進委員など
が、あらかじめ設置場所を
選定し、市への届け出によっ
て設置することとなっています。

そのため、利用者が自らの
責任において、利用するごみ
ステーションを清潔に保つよ
う努めなければならないこと
を条例で定めています。

ごみ出しは6時から8時30分。

誰もが、自宅の近くにごみ
ステーションがあれば便利だ
と考えますが、いざ自宅の前
にごみステーションを設置す
るとなると敬遠しがちです。

ごみステーションへのごみ
出しは、「決められた収集日の
午前6時から午前8時30分ま
での間」で、それ以外の時間
に出すことはできません。

ごみステーションの近くに
住んでいる人の気持ちになっ
て、ごみ出しの時間は必ず守り
ましょう。

おおたけ・ごみ事情 No.2

ごみステーションは、 わが家の一部です。

— そんな気持ちでご利用を。 —

問い合わせ 環境整備課リサイクルセンター
☎⑤101

近くにあれば便利だけど、家の
前では…。
だからこそ、守って欲しい
ごみ出しルール6箇条。
啓発看板を配付しています。

ごみステーションを適切に
管理してもらうため、ごみス
テーションに掲示する啓発看
板を配付しています。

必要な場合は、リサイクルセ
ンター(☎⑤101)または
本庁環境整備係(☎②154)
にご連絡ください。

◀ ごみステーションの看板を
よく見てね。

ごみは、ルールを守って正しく出しましょう

ごみ出しの 6つのルール

- ① 収集カレンダーを見る。
- ② 収集日とごみの種類を確認する。
- ③ ごみの種類ごとに分別する。
- ④ 決められたごみ袋を使う。
- ⑤ ごみ出し時間を守る。
(午前6時～午前8時30分まで)
- ⑥ 地区の決められた
ごみステーションに出す。

大竹市・大竹市公衛協



住まいの施策に活用。

住宅・土地統計調査にご協力ください。 — 9月中旬から調査員が伺います —

問い合わせ 企画財政課 ☎②125

5年に1回の住宅・土地統計調査を実施しま
す。

10月1日を基準日として、住宅の種類や設
備、居住世帯の状況、土地の保有状況などを調
べます。調査の結果は、高齢社会のバリアフリー
化の促進、耐震改修工事促進の助成制度など、
住生活に関する行政施策の基礎資料として活
用されます。また、空き家の実態を把握します。

調査の対象となった世帯には、9月中旬に、
顔写真入りの調査員証を携帯した調査員が伺
いますので、ご協力をお願いします。

○調査の内容、調査票の記入方法などの問い
合わせは、住宅・土地統計調査コールセンタ
ーへ

電話番号 0570⑧3939 (市内通話料金)

※ I P 電話の場合は、03-5539-5230 (所定
の通話料金)

受付時間 8時～21時

「おおたけのまちを、
ク(9月)リーンにし(第4日曜日)
ようでえ～(day)」



9月23日 祝・日

おおたけクリーンキャンペーン

問い合わせ 公衆衛生推進協議会事務局
(環境整備課内) ☎⑤2112

公衆衛生推進協議会は、市内
一斉清掃「おおたけクリーン
キャンペーン」を開催します。

このキャンペーンは、自治会
単位などで行っている一斉清

掃を、9月の第4日曜日に市内
全域で一斉に行うものです。

きれいで快適なまちづくり
を実現するために、皆さんの積
極的な参加をお願いします。

よりよい公共交通にするため

バスの利用者 アンケート実施

問い合わせ 地域公共交通活性化協議会
(自治振興課 ☎592142)



バスが市民の皆さんの生活に役立つ移動手段であり続けるために、アンケートを実施し、利用者の意見をお聞きします。(協力をお願いします。)

調査対象

「こいこいバス」、「大竹・栗谷線バス」、「坂上線バス」の利用者(小学生含む)全便対象

調査内容

○利用者のこと(年齢など)
○バスの利用状況(利用回数など)

調査期間

9月9日(日)～15日(土)

調査方法

9日(日)～11日(火)は調査員が乗車してアンケート用紙を配布します。

12日(水)～15日(土)はバスの車内に備え付けています。

※ アンケート用紙の配布は1人1枚です。

回収方法

9月30日(日)までに返信用封筒(切手不要)に入れて、郵便ポストまたはバス車内に設置した回収箱に投函してください。

年金のはなし

No. 263

国民年金保険料の納め忘れがある方へ

後納制度を利用すると、年金額アップまたは年金受給資格を得られる可能性があります。

後納制度について

過去5年以内の未納となっている国民年金保険料を納めることができる制度です。平成30年9月までに申し込みが必要です。

※ 過去5年以内の例

平成30年9月末までに申請する場合↓平成25年9月分までさかのぼって納付できます。

後納制度で2年以上前の保険料を納付するメリット

○年金の受給資格が得られます。(納付要件を満たした場合)

○将来受け取る年金額が増額します。

※ 1カ月分の保険料を後納すると年額約1624円増額(平成30年度時点)

利用できる方

① 20歳以上60歳未満の方で、

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505
保健医療課 ☎592141

5年以内に納め忘れの期間や未加入期間がある場合

② 60歳以上65歳未満の方で、

①の期間のほか任意加入中に納め忘れがある場合
③ 65歳以上の方で、老齢年金の受給資格がなく任意加入中の場合

※ 60歳以上の方で、老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みません。

利用できない場合があります

○国民年金の「第3号被保険者」から「第1号被保険者」への切り替え手続きが2年以上遅れたことによる未納期間は、後納制度を利用できません。

○全額免除や一部免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けている期間は、後納制度を利用できません。

申し込みから納付までの手順

① 国民年金後納保険料納付申込書に記入し、広島西年

金事務所または保健医療課へ提出(年金加入期間の確認のため戸籍謄本等が必要な場合があります)
② 年金事務所において申込書の審査、承認を行います。(承認後に通知書、納付書等を送付します)
③ 納付書で保険料を納付(市役所や年金事務所では納めることはできません)

申し込み時の注意点

○過去3年度以前の後納保険料には当時の保険料額に加算額が付きます。

○後納が可能な期間のうち、最も古いものから納めてください。

○納付可能期間を審査、承認するまで時間を要することがあります。期限に余裕をもって申し込んでください。

○一部免除された期間のうち、未納となっている期間も後納の対象になります。

